

資料 6 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正概要

これまでの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正についてまとめました。改正の経緯、趣旨については、各通知にてご確認ください。

平成12年改正分

平成12年6月2日施行

(1) 都道府県の行う産業廃棄物の処理に関する事項（法第11条）

都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

(2) 廃棄物処理センターに関する事項

ア 廃棄物処理センターの指定要件の緩和（法第15条の5）

国・地方公共団体の出資等に係る法人及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の選定事業者（PFI会社）が指定の対象となった。

イ 都道府県設置数の制限撤廃（法第15条の5）

都道府県に1か所とされていた設置数の制限が撤廃された。

ウ 廃棄物処理センターの業務の追加（法第15条の6）

市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処理及び処理施設の建設等の業務を行うことが追加された。

平成12年10月1日施行

(1) 廃棄物の適正処理のための規制の強化に関する事項

ア 廃棄物処理業の許可の取消し等の要件の追加（法第14条、法第14条の3、法第14条の4、法第14条の6）

① この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為に関与したとき等が廃棄物処理業の取消し等の要件に追加された。

② 産業廃棄物処理業の許可の欠格要件に暴力団員等に関する要件が追加された。

※欠格要件審査対象者

申請者が個人の場合：本人及び政令で定める使用人

申請者が法人の場合：役員、政令で定める使用人、5%以上の株主又は出資者等

イ 廃棄物処理施設の設置に係る許可の要件の追加（法第15条の2）

① 申請者の能力が、当該廃棄物処理施設の設置計画及び維持管理計画に従って施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして定める基準に適合すること。

② 都道府県知事は、廃棄物焼却施設の過度の集中によって、大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、設置の許可をしないことができる。

ウ 廃棄物処理施設の設置に係る許可の取消し等の要件の追加（法第15条の3）

この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為をしたとき等が廃棄物処理施設の設置に係る許可の取消し等の要件に追加された。

エ 廃棄物処理施設の譲受け等に関する許可等（法第15条の4）

処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。廃棄物処理施設の設置者である法人の合併の場合において、当該合併について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(2) 罰則に関する事項（法第25～33条）

産業廃棄物管理票、廃棄物の焼却の禁止等に関する規定等に違反した者に対する罰則を新たに設けるとともに、所要の罰則が強化された。

(3) その他政省令の改正

ア 船舶を用いて行う廃棄物の運搬基準（令第6条、規則第7条の2）

① 船舶を用いて廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、船体の外側に廃棄物の運搬の用に供する船舶である旨及び収集運搬業者の許可番号等を表示すること。

② 当該船舶には、収集運搬業の許可証の写し等を備えつけること。

イ 産業廃棄物の委託基準等の強化（令第6条の2、規則第8条の4）

① 事業者は、産業廃棄物の処理を委託するときは、委託契約書に許可証の写し等を添付すること。

② 事業者は、産業廃棄物の処理の再委託を承諾したときは、その承諾に係る書面を5年間保存すること。

ウ 産業廃棄物処理業の許可申請に関する事項（規則第9条の2、規則第10条の12等）

業許可申請の欠格要件に暴力団員に関する事項が追加されたことに伴い、役員、5%以上の株主又は出資者等の氏名・本籍等が申請書の記載事項に追加されるとともに、これらの者の本籍の記載のある住民票の写し等が添付必要書類となった。

平成13年改正分

平成13年4月1日施行

(1) 基本方針に関する事項（法第5条の2）

環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。

(2) 都道府県の廃棄物処理計画に関する事項（法第5条の3、法第5条の4）

① 都道府県は、国が定める基本方針に即して、当該区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならない。

② 国及び都道府県は、前項処理計画の達成に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(3) 多量排出事業者の処理計画の策定に関する事項（法第12条、法第12条の2）

多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（中間処理業者を含む。）は、当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、都道府県知事に提出し、及び計画の実施状況を報告しなければならない。

※多量排出事業者（令第6条の3、令第6条の7）

産業廃棄物 → 前年度発生量 1,000 t 以上

特別管理産業廃棄物 → 前年度発生量 50 t 以上

(4) 産業廃棄物管理票制度に関する事項（法第12条の3、法第12条の4）

ア 産業廃棄物の排出事業者は、最終処分までの処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずよう努めるとともに、最終処分の確認が可能となるような義務が追加された。

① 最終処分者は、管理票交付者（排出事業者・中間処理業者）に送付している現行制度の管理票の写しに、最終処分の終了した旨を記載しなければならない。

② 中間処理業者は、最終処分の終了した旨を記載した管理票の写しを管理票交付者へ送付しなければならない。

③ 管理票交付者は、最終処分の終了した旨を記載した管理票の写しの送付がないときに、状況把握及び適切な措置を講じなければならない。

イ 産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付してはならない。

(5) 廃棄物の焼却の禁止に関する事項（法第16条の2）

何人も、廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却、公益上若しくは社会慣習上やむを得ないもの等を除き、廃棄物を焼却してはならない。

(6) 不適正処分に係る措置命令に関する事項

ア 違反行為をした者等に対する措置命令（法第19条の5）

産業廃棄物管理票に係る義務等に違反した者、不適正処分に関与した者等が、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合の支障の除去等の措置を講ずるべき旨の命令の対象とされた。

イ 排出事業者等に対する措置命令（法第19条の6）

不適正処分を行った者等に資力がない場合で、適正な処理料金を負担していないとき、不適正処分が行われることを知り、又は知ることができたとき等には、排出事業者も措置命令の対象とされた。

平成15年改正分

平成15年6月18日施行

(1) 廃棄物処理施設整備計画の策定（法第5条の3、法第5条の4）

廃棄物処理施設の整備計画の策定を規定していた廃棄物処理施設整備緊急措置法を廃止し、法に、環境大臣は、5年ごとに廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び事業の概要を定める廃棄物処理施設整備計画を作成し、閣議の決定を求められなければならないこととされた。

平成15年7月7日施行

(1) 罰則等の強化

ア 不法投棄未遂罪の新設（法第25条）

不法投棄の罪については、未遂についても罰することとされた。

イ 不法焼却未遂罪の新設（法第26条）

廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の焼却については、未遂についても罰することとされた。

ウ 罰則の強化（法第32条）

法人が不法投棄を行った場合の罰金の重課（最高1億円）について、従来は産業廃棄物にのみ適用されていたものを、一般廃棄物についても適用することとされた。

平成15年12月1日施行

(1) 都道府県等の調査権限の拡充

ア 報告徴収・立入検査権限の拡充（法第18条、法第19条）

周辺の生活環境への支障を未然に防止するため、廃棄物であることの疑いがある物の処理について、地方公共団体の長は、報告徴収・立入検査ができることとされた。

(2) 国の関与の強化

ア 緊急時の国の調査権限の創設（法第24条の3）

産業廃棄物の処理に関して、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあっては、都道府県知事だけでなく環境大臣も報告徴収・立入検査を行うことができるとされた。

イ 国による調整（法第4条）

国は、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように、広域的な見地から調整を行うことに努めなければならないとされた。

ウ 職員の派遣（法第23条の2）

都道府県知事が行う産業廃棄物に関する事務が円滑に実施されるよう、職員の派遣等の必要な措置を講ずることとされた。

エ 都道府県知事への意見聴取（法第5条の2）

環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための方針を定めるとともに、変更しようとするときは都道府県知事の意見を聴かなければならないこととされた。

(3) 悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化等

ア 許可の取消しの義務化（法第14条の3の2、法第15条の3）

都道府県知事等は、欠格要件に該当するに至ったとき、または、違反行為をし情状が特に重いときは、必ず廃棄物処理業の許可・廃棄物処理施設の許可を取消さなければならないこととされた。

イ 許可に係る欠格要件の追加（法第7条）

①廃棄物処理業等の許可の取消し処分に係る行政手続法の規定による聴聞通知のあった日から取消処分がなされる日までの間に、許可の取消しを逃れる目的で廃業の届出をした者で、当該届出のあった日から5年を経過しないものが追加された。

②上記①の期間の間に許可の取消しを逃れる目的で廃業の届出をした法人について、聴聞通知の日の前60日以内の間にその法人の役員又は使用人であった者で、当該届出のあった日から5年を経過しないものが追加された。

ウ 都道府県等による適切な更新手続の確保（法第14条、法第14条の4）

今までは、処理業の更新の申請を行っても、新しい許可が下りる前に許可期限が到来してしまった場合は、許可の空白期間ができ、処理業を行うことができない場合があったが、今後はその更新申請に対する処分がなされるまでの間、従前の許可が有効と扱われることになった。

(4) 事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設（法第6条の2）

事業系一般廃棄物についての排出事業者の処理責任を強化するため、事業者が一般廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準が定められた。また、措置命令の対象者として、その委託基準に違反した委託を行った事業者を加えることとされた。

(5) 広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例（法第15条の4の3）

製造事業者が、廃棄物となった自らの製品を広域的に回収しリサイクルする場合、環境大臣の認定を受ければ、各都道府県等の廃棄物処理業の許可を受けずに業をできるものとされた。この場合、認定を受けた者だけではなく、その認定者より委託を受けた者まで廃棄物処理業の許可が不要となる。ただし、廃棄物処理基準などの適用は受けるものとされた。

(6) 同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化（法第15条の2の4）

今までは、一般廃棄物と産業廃棄物を同じ施設で処理する場合、別々に許可を取得しなければならなかったが、今後は、産業廃棄物の処理施設の設置者が、同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には、あらかじめ都道府県知事等に必要事項を届け出れば、一般廃棄物処理施設の設置許可を得ずにその施設を一般廃棄物処理施設としても使用できる特例制度が設けられた。

平成16年改正分

平成16年5月17日施行

(1) 罰則等の強化

ア 受託禁止違反（法第25条）

受託禁止違反について、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」から、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金」へと強化された。

イ 焼却禁止違反（法第25条）

焼却禁止違反について、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」から、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金」へと強化された。

ウ 不法目的収集運搬違反（法第26条）

不法投棄及び不法焼却が目的で廃棄物の収集又は運搬をした者について、罰則が定められた。

平成16年10月27日施行

(1) 指定有害廃棄物の処理について

ア 指定有害廃棄物の処理の禁止（法第16条の3）

施行令第15条で定める指定有害廃棄物について、施行令第16条で定める基準に従わない方法で保管、収集、運搬及び処分をしてはならないとされた。

イ 指定有害廃棄物処理禁止違反（法第25条）

法第16条の3の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者について、罰則が定められた。

(2) 特定処理施設について

ア 事故時の措置を届け出なければならない特定処理施設について（法第21条の2）

施行令第24条で定める廃棄物処理施設（特定処理施設という）の設置者は、当該特定処理施設において、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある事故が起きた場合、ただちに応急措置をし、速やかにその状況や措置について都道府県知事等に届出なければならないこととされた。

また、その応急措置が生活環境の保全上の支障を除去できない場合は、都道府県知事等は措置命令を出すことができるとされた。

イ 処理施設の事故措置命令違反（法第28条）

上記の措置命令に違反した者について、罰則が定められた。

平成17年改正分

平成17年4月1日施行

(1) 指定区域の指定等について

ア 指定区域の指定（法第15条の17）

都道府県知事は、施行令第13条の2で定める埋立地を指定区域として指定するものとされた。

イ 指定区域台帳（法第15条の18）

都道府県知事は、指定区域の台帳を調製し、保管しなければならないこととされた。

ウ 指定区域の土地の形質変更（法第15条の19）

指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する30日前までに、都道府県知事に届け出なければならないこととされた。

エ 指定区域に指定される際に土地の形質変更をしていた場合（法第15条の19）

指定区域に指定される際、すでにその土地の形質変更に着手している者は、その指定日から14日以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされた。

オ 指定区域における応急措置による土地の形質変更について（法第15条の19）

指定区域における応急措置による土地の形質変更をした者については、その変更した日から14日以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされた。

カ 指定区域の土地の形質変更の届出に対する変更命令（法第15条の19）

上記ウの届出をした者に対し、環境省令で定める基準に適合しない場合は、届出を受理した日から30日以内に限り、変更を命ずることができることとされた。

(2) 指定区域に係る罰則

ア 指定区域計画変更命令違反（法第27条）

指定区域に定められた土地の形質の変更に係る命令及び措置命令に従わなかった者について、罰則が定められた。

イ 土地の形質変更届出義務違反・虚偽届出（法第28条）

指定区域の土地の形質の変更の際に届出をしなかった者、または、虚偽の届出をした者について、罰則が定められた。

ウ 指定前及び非常災害に係る土地の形質変更届出義務違反・虚偽届出（法第33条）

指定区域が指定された際に、すでにその土地の形質の変更に着手している者、または、指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者が、その指定日より14日以内に届出をしなかった、または、虚偽の届出をした場合について、過料が定められた。

(3) 熱分解に係る廃棄物処理基準の明確化（規則第1条の7の2）

廃棄物を熱分解（焼却を伴わずに加熱することにより分解することをいう）し、炭化水素油及び炭化物を生成する場合において用いる熱分解設備の構造及び熱分解の方法が明確化された。

(4) ミニ処分場等に係る廃棄物の埋立処分基準の具体化・明確化（規則第1条の7の3、規則第1条の7の4、規則第1条の7の5、規則第1条の7の9）

ミニ処分場等からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染防止のための措置の内容が明確化された。

(5) 最終処分場の残余容量の定期的な把握及び記録・閲覧の義務付け（規則第4条の6、規則第4条の7、規則第12条の7の2、規則第12条の7の3）

最終処分場の実際の埋立残余容量を的確に把握できるようにするため、残余容量の定期的な把握及び記録の作成・保存、当該記録の閲覧が新たに義務付けられた。

(6) 産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面の備え付けの義務付け

ア 運搬車への表示の義務付け（令第6条、規則第7条の2の2、規則第8条の5の3等）

産業廃棄物の運搬車の車体の外側両側面に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示することが新たに義務付けられた。

イ 運搬車への書面備え付けの義務付け（規則第7条の2、規則第7条の2の2、規則第8条の5の3等）

産業廃棄物の運搬車に省令で定める書面を備え付けることが新たに義務付けられた。

平成17年10月1日施行

(1) 産業廃棄物管理票制度の強化等（法第12条の6、法第29条）

ア 産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わないものについての公表及び命令措置の導入

勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかった場合は、都道府県知事がその旨を公表し、その後も必要な措置をとらなかった場合は、措置を講じるよう命令できるようになった。これに違反した者については、罰則の対象とされた。

イ 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対する管理票保存の義務付け（法第12条の3、法第19条の5、法第29条）

運搬受託者の保存義務として、管理票交付者から処分を委託された者がいない時は、管理票交付者に管理票の写しを送付した日から当該管理票を、管理票交付者から処分を委託された者がある時は、処分受託者から管理票の写しの送付を受けた日から当該管理票の写しを、5年間保存する義務を有することとされた。処分受託者の保存義務として、管理票交付者に管理票の写しを送付した日から当該管理票を5年間保存することが追加された。これらの義務に違反した場合は、原状回復等の措置命令及び罰則の対象となることとされた。

ウ 管理票の義務違反に係る罪の法定刑の引き上げ（法第29条）

管理票の義務違反に係る罪の量刑について、「50万円以下の罰金」から「6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金」に引き上げられた。